

件名「肝属地区清掃センター基幹的設備改良工事」に関する質問一覧

番号	質問事項	回答
1	<p>公告文 3 入札参加資格に関する事項（4） 「構成市町（鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）建設工事等競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。」とありますが、いずれかの構成市町の建設工事等競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていることとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2	<p>公告文 5 質疑応答 質問については、受付期間中、随時可能というという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	<p>公告文 9 予定価格 「後日公表」とありますが、入札前の公表ということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 公表は入札日前（5月第3週目）を予定しております。</p>
4	<p>公告文 16 入札書作成について（2） 「入札書提出は1枚とする。なお、積算内訳書については、入札書と同封して送付すること。」とありますが、入札前までに入札書類を郵送するというのでしょうか。</p>	<p>公告文に誤りがありました。以下のように訂正いたします。 誤「入札書提出は1枚とする。なお、積算内訳書については、入札書と同封して送付すること。」 ↓ ↓ 訂正 「入札書提出は1枚とする。なお、積算内訳書については、入札書の入った封筒に同封して入札すること。」</p>
5	<p>公告文 16 入札書作成について 入札書および積算内訳書を封入する封筒様式がありましたら、ご教示お願いします。</p>	<p>提出する封筒について、特に規定はありませんが、使用する封筒は、外から中身が確認できない封筒を利用ください。</p>

6	<p>第1章 第1節 5. 工事期間</p> <p>現地工事時期について、原則として本施設の片炉停止期間およびオーバーホールに伴う各炉停止期間中とありますが、施設稼働に支障をきたさない工事については上記期間外に実施できるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>詳細については、設計協議時に工事工程表を提出し承諾を得てください。</p>
7	<p>第1章 第1節 13. 安全衛生管理</p> <p>工事完了後の測定において、作業環境の悪化が本工事範囲以外に起因する場合、別途工事にて対策工事を実施したうえで保証値を満足するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
8	<p>第1章 第2節 1. 適用範囲</p> <p>本工事の対象とならなかった設備および既設流用部分については適用範囲外という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>第1章 第4節 1. 試運転</p> <p>部分引渡し又は正式引渡しまでは試運転期間として位置づけるものとありますが、引渡性能試験後もしくは部分引渡性能試験実施後、通常ごみ処理運転を行う場合は試運転期間外（部分使用）と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>部分引渡しについては、ご理解のとおりです。</p> <p>正式引渡しについては、引渡性能試験結果の確認が完了するまでは試運転期間とします。</p>
10	<p>第1章 第4節 2. 運転指導</p> <p>既存設備からの変更点について運転指導を行うものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
11	<p>第1章 第4節 2. 運転指導</p> <p>(4)この期間外であっても運転指導を行う必要性が生じた場合とありますが、履行期間内（令和10年2月29日まで）に限るものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>正式引渡し後に、既存設備からの変更点に起因するトラブルが発生し、協議の上、判断された場合を想定しています。</p>
12	<p>第1章 第5節 1. 保証事項</p> <p>本工事の対象とならなかった設備および既設流用部分については適用範囲外という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13	<p>第1章 第5節 1. 保証事項</p> <p>本工事の対象とならなかった設備または既設流用部分に起因して保証値を超過した場合、超過した保証項目のみを再試験することと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ただし、再試験の範囲については、既存設備からの変更点との関係性の有無を確認の上、決定します。</p>

14	第1章 第5節 1.保証事項 排ガス基準における全水銀につきまして、本工事内容で軽減できるものではなく、ごみ質に起因することから、参考値と理解してよろしいでしょうか。	発注仕様書のとおりとします。 水銀のみが超過した場合は再測定により確認を行ってください。
15	第1章 第5節 1.保証事項 目標値としている項目は保証値から除外すると記載されておりますが、第1章第5節 1.保証事項における(2)、(3)、(4)、(5)の各項目に適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	第1章 第5節<部分引渡性能試験項目及び試験方法> (2年目、3年目)、(4年目) 運転管理データの精査・確認項目において、ボイラ入口排ガス量とありますが、測定が困難なため、煙突入口排ガス量に置き換えることができるものと理解してよろしいでしょうか。	当日の実測値及び運転データ等からボイラ入口排ガス量(計算値)を算定してください。計算方法の詳細については、試験要領書の協議時に決定します。
17	第1章 第6節 1.契約不適合責任 (1)設計の契約不適合責任期間は、プラント工事および建築工事関係の契約不適合責任期間と同様、部分引渡しの日より2年間と理解してよろしいでしょうか。	プラント設計上の契約不適合責任期間は、正式引き渡し日から10年間とします。
18	第1章 第6節 1. 契約不適合責任 (1)設計の契約不適合責任期間、(2)施工の契約不適合責任期間について、引渡性能試験後もしくは部分引渡性能試験実施後、通常ごみ処理運転を行う場合は運転開始(部分使用)から契約不適合責任期間が開始されるものと理解してよろしいでしょうか。	(1) 設計の契約不適合責任期間は、項目 No.13 を参照してください。 (2) 施工の契約不適合責任期間は、部分引渡し及び正式引渡しを行った日より開始されるものとします。
19	第1章 第6節 4. 契約不適合責任の確認 本工事の対象とならなかった設備および既設流用部分については適用範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	第1章 第8節 1. 契約設計図書 契約設計図書とは、2. 実施設計図書に記載されている内容のうち、契約に必要と思われる仕様を示した書類という認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 発注仕様書の「第1章 総則」、「第2章 機器仕様」を記載した内容としてください。
21	第1章 第10節 正式引渡し 「工事竣工とは、第1章第8節工事範囲に記載した工事を全て完了し、第1章第6節による部分引渡性能試験及び引渡し性能試験により・・・」について、 「工事竣工とは、第1章第7節工事範囲に記載した工事を全て完了し、第1章第5節による部分引渡性能試験及び引渡し性能試験により・・・」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

22	<p>第1章 第11節 1. 関係法令等の遵守 関係法令等例示(参考)について、下記矢印(→)のとおり読み替えてよろしいでしょうか。</p> <p>日本工業規格(JIS) → 日本産業規格(JIS) 日本電気工業会標準規格(JEM) → 日本電機工業会標準規格(JEM) 日本水道協会企画(JWWA) → 日本水道協会規格(JWWA) 日本電気学会規格 → 日本電気規格調査会標準規格(JEC)に統一 日本照明器具工学会規格(JIL) → 日本照明工業会規格(JIL) 日本塗料工業会企画(JPMS) → 日本塗料工業会規格(JPMS)</p>	ご理解のとおりです。
23	<p>第2章 工事仕様 電圧について供給電圧415Vとし、電動機等について機器選定時は仕様をみたます400Vもしくは440Vのものを使用できるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
24	<p>第2章 第1節 3. 配管 管材料選定表(参考) 「JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼管のSTS410」はJIS G 3455と理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
25	<p>第2章 第2節 1. ごみクレーン ⑥バケット(保護タイヤ付)について バケット形式が油圧ポリップ式(2-4 ②バケット本体)となっておりますので、「保護タイヤ付」は不要と理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
26	<p>第2章 第3節 2. ガス化炉 更新範囲に③その他とありますが、①耐火物の一部・②散気ノズルを更新するために必要な機器・部品と理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
27	<p>第2章 第3節 2. ガス化炉 主要材質に緻密質耐火材とありますが、建設時の耐火物仕様と同等品を使用できるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
28	<p>第2章 第3節 2. ガス化炉 主要材質に断熱キャストブルボードとありますが、定期オーバーホールでも使用されている断熱キャストブル(吹付材)を使用できるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

29	第2章 第3節 2. ガス化炉 ⑨操作方式「動及び遠隔・現場手動」は「 <u>自動</u> 及び遠隔・現場手動」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	第2章 第3節 3. 熔融炉 耐火材に緻密質キャストブルとありますが、建設時の耐火物仕様と同等品を使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	第2章 第3節 3. 熔融炉 (5)特記事項③におけるケーシング表面温度とは保温板金後の板金表面温度と理解させていただきますよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	第2章 第4節 1. 低圧蒸気復水器 更新範囲において、⑤インバータ盤 1式（増設2面）とありますが、増設復水器セル分のインバータ盤1面の増設とし問題ないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	第2章 第4節 1. 低圧蒸気復水器 インバータ盤増設による放散熱量増加に伴い、インバータ盤設置室内に空調設備を設置する可能性があります、問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、設計協議時に説明し承諾を得てください。
34	第2章 第5節 1. 誘引送風機 「既存の誘引送風機、インバータ盤を更新する。」とありますが、添付資料の工事概要ではインバータ（2面分）となっております。インバータ本体の更新と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	第2章 第5節 1. 誘引送風機 更新範囲に②その他とありますが、①本体、電動機を更新するために必要な機器・部品と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	第2章 第6節 1. 水砕装置 更新範囲に③その他とありますが、①水砕ピット・②電動機、駆動装置を更新するために必要な機器・部品と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	第2章 第6節 2. 集じん灰貯留サイロ 更新範囲に③その他とありますが、①ホッパ部（円錐底）・②配管、弁類（改造・取替工事が必要な場合）を更新するために必要な機器・部品と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

38	<p>第2章 第7節 1. 機器冷却水冷却塔 更新範囲に③その他とありますが、①本体・②電動機を更新するために必要な機器・部品と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
39	<p>第2章 第8節 1. プラント用電子計算機 「(1) 形式 サーバ型について」 オペレータコンソール(POC)及び管理用データベースサーバの形式と理解し、サブオペレータコンソール(SOC)はクライアント型にできるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
40	<p>第2章 第8節 2. 計装用空気圧縮機 更新範囲に④その他とありますが、①圧縮機本体・②計装用脱湿装置・③配管、弁類（改造・取替工事が必要な場合）を更新するために必要な機器・部品と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
41	<p>第2章 第10節 1. 工場棟照明設備工事 (2)表につきまして、合計数量761台の更新は行うものとしますが、各機器名称に対する数量、消費電力については参考値と理解してもよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
42	<p>第2章 第10節 2. 空調設備工事 (2)表につきまして、能力・消費電力は参考値と理解してもよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>